

パートタイム労働対策の概要

1 パートタイム労働法の一層の定着のための取組

(1) パートタイム労働法の周知徹底

毎年11月1日～10日を「パートタイム労働旬間」と定め、全国の都道府県労働局雇用均等室を中心に、中小企業を重点対象とした集団説明会を開催する等、パートタイム労働法及び指針を周知徹底。

(2) 短時間雇用管理者の選任勧奨及び講習会の実施

パートタイム労働法は、常時10名以上のパートタイム労働者を雇用する事業主に対し、「短時間雇用管理者」を選任するよう努めることを要請。このため、事業主等に対する説明会の開催や個別指導等の実施等により、短時間雇用管理者の選任勧奨に努めるとともに、選任された短時間雇用管理者を対象とした講習会を開催。

(3) 通常の労働者との均衡を考慮した雇用管理についての情報提供

パートタイム労働法第3条では、事業主がその雇用するパートタイム労働者についての雇用管理の改善を図るにあたって「通常の労働者との均衡」を考慮することとされている。この通常の労働者との均衡をどのように考えるかについて平成12年4月、厚生労働省の研究会において、考え方の整理が示された（「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」）。厚生労働省では、事業主等に対し本報告書の内容についての情報提供を行うことにより、労使の自主的な取組を促進。

	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3
パートタイム労働法の周知のための説明会等開催件数及び参加者数	963 —	881	777	431 16,709	466 21,498
短時間雇用管理者の選任数	27,046	27,428	29,563	33,369	37,347

2 短時間労働援助センター（（財）21世紀職業財団）による援助事業（別紙）

3 パートタイム労働者の雇用の安定

(1) パートバンク・パートサテライトの設置

パートタイム労働者の増加に対応するため、パートタイム雇用の需要の高い大都市に、パートタイム労働者の職業紹介を専門に取り扱う「パートバンク」、中規模都市に「パートサテライト」を設置し、パートタイム労働力の円滑な需給の結合を促進。

	H 1 1 年度	H 1 2 年度	H 1 3 年度
設置箇所数	1 9 5 カ所	2 1 0 カ所	2 1 4 カ所
求人	229,494 件	272,509 件	254,560 件
求職申込	330,499 件	304,625 件	330,601 件
就職	115,228 件	113,906 件	117,709 件

(2) 雇用労務相談の実施

パートバンクに、雇用・労働問題に精通した専門の相談員を配置し、従業員の職場定着、労働条件、福利厚生、職場の人間関係等の雇用管理に関する相談に幅広く対応。

4 パートタイム労働者の能力開発の推進等

職業能力開発促進センター及び都道府県立職業能力開発校においては、パートタイム求職者に対するパソコン入門等の10日間程度の短期間の普通職業訓練を実施。

また、公共職業安定所において、パートタイム労働者に職業に関する知識等を付与する職業講習を実施。

パートタイム訓練受講者数

6,816人(平成13年度)

17,900人(平成14年度予定)

5 パートタイム労働者の中小企業退職金共済制度への加入促進

中小企業退職金共済制度の掛金月額最低額について、パートタイム労働者については一般の労働者よりも低い掛金月額で加入できる特例制度を措置。

1 中小企業退職金共済制度加入状況

年度	共済契約者数	被共済者数		
		計	新規	追加
9年度	20,206	339,131	94,620	244,511
		5,028	2,243	2,785
10年度	20,379	311,968	93,154	218,814
		5,803	2,970	2,833
11年度	26,569	334,925	121,471	213,454
		9,147	6,022	3,125
12年度	32,079	388,511	165,551	222,960
		11,395	7,764	3,631
13年度	25,385	325,869	110,466	215,403
		12,604	8,397	4,207

2 中小企業退職金共済制度在籍状況

年度	共済契約者数	被共済者数
9年度	410,315	2,778,684
		22,949
10年度	408,552	2,725,281
		24,687
11年度	413,006	2,706,972
		29,366
12年度	421,708	2,729,365
		34,477
13年度	419,957	2,662,819
		38,899

注) 下段は、短時間労働者である。

短時間労働援助センター（（財）21世紀職業財団）による援助事業の内容

短時間労働援助センターとして指定された（財）21世紀職業財団において、以下のパートタイム労働者の雇用改善等援助事業を実施している。

（１）短時間労働者雇用管理改善等助成金の支給

・ 中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金

中小企業事業主が、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための計画を作成し、当該計画に基づき、その雇用するパートタイム労働者に対して一定の福利厚生制度等の措置を実施する等、他の事業主の模範となる取組みを行う場合に支給。

・ 事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金

事業主の団体がその構成事業主の雇用するパートタイム労働者の雇用管理の改善等のための活動を行う場合に支給。

（２）雇用管理アドバイザーによる情報提供、相談援助事業の実施

雇用管理アドバイザーにより、以下の事業を実施することによって、労使等に対し、関係法令、制度等の必要な情報、雇用管理の好事例や技術的な事項等、パートタイム労働者の雇用管理の改善のための情報等を提供するとともに、労使等からの個別相談等に対応。

・ パートタイム労働を希望する未就業者等を対象としたガイダンス

パートタイム労働を希望する未就業者及び働く上での諸問題を有するパートタイム労働者に対して、必要とする情報の提供、相談を行い、就業に向けた環境の整備と問題解決に役立つガイダンスを実施。

・ 事業主や人事・労務担当者等を対象とした雇用管理改善セミナー

事業主や人事・労務担当者等を対象に、労働関係法令、指針、現状等の情報提供を行って、パートタイム労働者の雇用管理改善に取り組んでいくためのセミナーを実施。

・ 短時間雇用管理者等を対象とした能力向上研修

短時間雇用管理者等がパートタイム労働者の雇用管理の改善等の方策に関する専門的、技術的な手法等実情に即した具体的な知識を得るための研修を実施。

（３）パートタイム労働者雇用管理自主的改善事業の実施

自主点検の実施を行い、事業主による自主的な雇用管理の改善等を促進。

（４）パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議の開催

企業の取組の好事例の紹介、情報交換等を行うことにより、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境を整備。

短時間労働者の雇用管理改善等に関する助成金の支給実績

年 度 助成金	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度
(注1) 短時間労働者雇用 管理改善等助成金				955,053千円	747,785千円	666,057千円	629,100千円	588,763千円
事業主団体短 時間労働者雇 用管理改善等 助成金	69団体 194,977千円	152団体 732,615千円	196団体 955,922千円	179団体 920,247千円	124団体 685,456千円	101団体 584,164千円	90団体 558,805千円	85団体 527,998千円
中小企業短時 間労働者雇用 管 理 改 善 等 助成金(元来事 業主助成金)				改善計画 作成分 個別に 措置分 合 計 166事 26,700千円 2,765件 8,106千円 34,806千円	205事 33,550千円 9,072件 28,779千円 62,329千円	193事 33,050千円 13,800件 48,843千円 81,893千円	181事 31,450千円 11,000件 38,846千円 70,296千円	160事 28,450千円 9,012件 32,314千円 60,764千円
(旧) 中小企業短時間 労働者雇用管理 改善等助成金 (H6～8年度)	1,441件 3,609千円	6,213件 14,999千円	20,302件 62,458千円	17,229件 56,109千円	13,514件 45,845千円	3,521件 9,721千円		
合 計 金 額	千円 198,586	千円 747,614	千円 1,018,380	千円 1,011,162	千円 793,630	千円 675,778	千円 629,100	千円 588,763

注1 平成9年度からは、従来からの事業主団体短時間労働者雇用管理改善等助成金及び制度内容を改正した中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金とを併せ、短時間労働者雇用管理改善等助成金とした。

注2 (旧)中小企業短時間労働者雇用管理改善等助成金は平成8年度をもって廃止。平成9年度から11年度までは経過措置である。

短時間労働者福祉事業交付金 事業実施状況

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	(単位)
雇用管理アドバイザーによる情報提供・相談援助	5,883	8,296	10,283	10,292	16,565	19,757	16,514	17,774	件
パートタイム労働者に対する情報提供・相談援助の実施	2,840	3,256	4,422	6,714	9,431	10,755	10,333	12,721	件
事業主等に対する情報提供・相談援助の実施	3,043	5,040	5,861	3,578	7,134	9,002	6,181	5,053	件
パートタイム労働ガイダンス	1,014	848	943	956	873	836	911	1,212	回
相談会	—	—	—	—	—	—	1,120	2,166	回
雇用管理改善セミナー	176	142	138	133	132	117	184	239	回
自主点検事業									
自主点検票送付	16,837	24,485	20,000	20,000	16,500	27,000	56,333	29,544	事業所
自主点検票回収			6,386	5,504	6,497	7,200	11,199	6,501	事業所
業種別使用者会議	47	81	80	117	75	79	86	87	回
短時間雇用管理者等に対する研修	107	89	88	104	96	101	101	92	回

雇用管理アドバイザーによるパートタイム
労働相談件数及び内訳 (平成13年度)

件数	(件)
計	17774
パートタイム労働者からの相談	12721
事業主等に対する相談	5053

内訳	(%)
個人	
契約、雇入通知書、就業規則等	5.9
賃金、賞与、退職金等	5.2
労働時間、残業、休日等	5.4
退職、解雇、定年等	5.4
社会保険、労働保険、税金、年金等	49.2
その他	28.9

事業主	
契約、雇入通知書、就業規則等	12.3
賃金、賞与、退職金等	2.8
労働時間、残業、休日等	7.4
退職、解雇、定年等	2.1
社会保険、労働保険、税金、年金等	9.4
パート法、助成金等	44.7
その他	21.3

資料出所: 21世紀職業財団調べ